

改正

平成22年 5 月 11日 告示第135号
平成23年 3 月 31日 告示第68号
平成26年 3 月 27日 告示第56号
平成29年 3 月 24日 告示第28号
令和 2 年 3 月 17日 告示第38号
令和 3 年 6 月 7 日 告示第104号
令和 4 年 3 月 31日 告示第58号
令和 6 年 月 日 告示第 号

印西市社会教育関係補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、社会教育の振興を図るため、社会教育及び青少年健全育成に関する事業を行うことを主たる目的として設立された団体が行う事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第 6 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業、経費、補助率等)

第 2 条 補助金の対象とする経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第 3 条 規則第 3 条第 2 項第 5 号に規定する市長が認める書類は、次の書類とする。

- (1) 団体規約等
- (2) 会員名簿

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和 8 年 3 月 31日~~令和 6 年 3 月 31日~~限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成22年 5 月 11日 告示第135号）

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年 3 月 31日 告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月27日告示第56号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月24日告示第28号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月17日告示第38号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 7 日告示第104号）

この告示は、公示の日から施行し、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月31日告示第58号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 6 年 月 日告示第 号）

この告示は、告示の日から施行する。

印西市社会教育関係補助金交付要綱（平成２０年告示第６３号）の一部を改正する告示の制定について

１ 改正の要旨

附則第２項中「令和６年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改めるもの

２ 改正の理由

引き続き社会教育の振興を図るにあたり、社会教育関係団体の活動支援を継続する必要があることから、失効期日を延長するもの

３ 施行期日

公示の日

４ 新旧対照表

新	旧
本則 （略） 附 則 １ （略） （失効） ２ この告示は、<u>令和８年３月３１日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。 別表 （略） 附 則 この告示は、告示の日から施行する。	本則 （略） 附 則 １ （略） （失効） ２ この告示は、<u>令和６年３月３１日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。 別表 （略）